

=透明性に関する指針=

株式会社八光「企業活動における医療機関等への透明性に関する指針」

株式会社八光（以下、当社）は企業理念である「われらは社会のためにあり」の精神に従い、医療に関わる企業として高い倫理観と企業理念を基本とした法令順守そして公正、公平な事業活動を求めています。その企業理念に基づき、生命の安全をつかさどる医療機器産業の一員として、医療機器の適正使用の普及と不可欠な医療機関等との関係の透明性を高め、社会からより高い信頼を得られる企業を目指し、本指針に基づき、企業活動による医療機関等への支払い資金の情報を公開します。

1. 公開の範囲とその内容

当社が公開する医療機関等への支払い資金に関する情報の公開範囲および内容は、次の通りとする。

【A】研究費開発費等

当社が臨床研究法、医薬品医療機器等法におけるGCP/GVP/GPSP省令等の公的規制や各種指針のもとで実施される研究・調査等に要した費用が含まれます。

・特定臨床研究費（※1）	提供先施設等の名称等(※2): ○○件○○円
・倫理指針に基づく研究費（※3）	提供先施設等の名称(※4) : ○○件○○円
・臨床以外の研究費（※5）	年間の件数・総額、提供先施設等の名称（※4）
・臨床試験費（治験費）	提供先施設等の名称(※4) : ○○件○○円
・製造販売後臨床試験費	提供先施設等の名称(※4) : ○○件○○円
・不具合・感染症症例報告費	提供先施設等の名称(※4) : ○○件○○円
・製造販売後調査費	提供先施設等の名称(※4) : ○○件○○円
・その他研究開発関連費用	年間の総額

（※1）：「特定臨床研究費」とは、臨床研究法に定義される特定臨床研究の契約に基づいて支払った費用をいう。

（※2）：「臨床研究識別番号」「資金の提供先」「統括管理者名」「研究実施医療機関名」「研究責任医師名」等を公開する。

（※3）：「倫理指針に基づく研究費」の「倫理指針」とは、“人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針”を指す。

（※4）：「提供先施設等の名称」は契約内容に基づいて、「施設名」「施設内組織名」「個人の所属・役職・氏名」を公開する。

（※5）：「臨床以外の研究費」とは、特定臨床研究、倫理指針に基づく研究、臨床治験（治験）及び製造販売後調査等以外の研究であり、いわゆる「基礎研究」などに要した費用をいう。

【B】学術研究助成費

当社が医療機関等に提供する学術振興、研究助成を目的とする奨学寄附金、一般寄附金および学会等の会合開催費用を支援するための学会等寄附金、学会等共催費が含まれる。

・奨学寄附金	〇〇大学〇〇教室：〇〇件〇〇円
・一般寄附金	〇〇大学(〇〇財団)：〇〇件〇〇円
・学会等寄附金	第〇回〇〇学会(〇〇地方会・〇〇研究会)：〇〇円
・学会等共催費	第〇回〇〇学会(〇〇地方会・〇〇研究会)：〇〇円

【C】原稿執筆料等

当社が医療機関等に対し自社医療機器の適正使用等に関する情報提供のための講演や原稿執筆、コンサルティング等業務の委託に関する費用が含まれる。

・講師謝金	〇〇大学(〇〇病院)〇〇科〇〇教授(部長)：〇〇件〇〇円
・原稿執筆料・監修料	〇〇大学(〇〇病院)〇〇科〇〇教授(部長)：〇〇件〇〇円
・コンサルティング等業務委託費	〇〇大学(〇〇病院)〇〇科〇〇教授(部長)：〇〇件〇〇円

【D】情報提供関連費

当社が医療関係者に対し自社医療機器の適正使用、安全使用に関する情報提供のために必要な講演会、模擬実技指導、説明会等の費用が含まれる。

・講演会等会合費	年間の件数・総額
・説明会費	年間の件数・総額
・医学・医療工学関連文献等提供費	年間の総額

【E】その他の費用

当社が社会的儀礼としての接遇等の費用が含まれる。

・接遇等費用	年間の総額
--------	-------

2. 公開の時期およびその方法

当社は各年度における医療機関等への支払い資金に関する情報を、各年度の決算確定後に当社のホームページを通じて公開します。

以上

*「年度」とは、当年 5 月 21 日から翌年 5 月 20 日までの 1 年間をいう。

*「医療機関等」とは、支払い資金の提供先が医療従事者個人の場合は医療従事者ごとをいい、医療従事者ではなく医療機関やその他団体の場合には、その該当団体をいう。